

委託業務仕様書

標記にかかる業務の仕様は次のとおりとする。

1 委託業務名

沖縄県議会議員一般選挙公営ポスター掲示場設置・撤去業務

2 業務概要

公営ポスター掲示場（以下「掲示場」という。）の作成、設置、補修・補強・移設、設置後の維持管理及び撤去等。

3 掲示場仕様（別紙1参照）

（1）材質等

- ① 掲示場の掲示板（ボード部）はアルミ製とすること。
- ② 足材はスチールL型アングルや単管パイプを用いることとし、固定する際はクランプ・バン線を用い強固に固定すること。この場合、使用するバン線の太さは3.1mm（10番線）以上の太さのものを使用すること。

（2）掲示板の規格等

- ① 表面は白色であること。また、のり、接着剤、両面テープでボード部分に確実にポスターの貼り付けができるものであること。
- ② 掲示板の表面は強風雨への耐久性及び耐水性があり、歪曲、割れ、印刷のかすれ等が発生しない材質を用いること。

4 掲示場の支柱（脚）

原則2本以上とする。（別紙1参照）

5 掲示場の設置数

204ヶ所（別紙2参照）とする。但し、その設置場所は委託者の指示により変更することもある。

※前回選挙の内訳（足付き175ヶ所、野立て29ヶ所）

6 掲示場の区画数

別紙1を参照。但し、その区画数は委託者の指示により変更することもある。

- 7 区画線、区画番号の色は黒色で字体は UD フォントのゴシック体とする。
- 8 各ポスター掲示区画は、おおむね縦横 45 センチメートルとし、区画を明瞭に区分し、区画番号を明記すること。(別紙 1 参照)
- 9 表示欄(注意書き)の印字又は印字による表示は委託内容に含むものとする。
字体は UD フォントのゴシック体とし、注意欄の下角に一連番号(別紙 3 参照)を附すること。
なお、注意書きの表示内容は、別紙 3 のとおりとするが、内容変更の可能性があるため、発注時に別途通知する。
- 10 掲示場を設置後、破損又は滅失した場合は、受託者が直ちに補修又は再設置すること。この場合の費用は当初契約額に含むものとする。
- 11 業務の履行期間は契約日から選挙期日の 9 日後までとする。
但し各工程に関する期間は下記のとおりとする。
 - ① 設置期間は令和 6 年 5 月 20 日～6 月 4 日まで
 - ② 検収期間は令和 6 年 6 月 4 日～6 月 4 日まで
 - ③ 保守管理期間は令和 6 年 6 月 5 日～6 月 16 日まで
 - ④ 撤去期間は令和 6 年 6 月 17 日～6 月 25 日まで
 - *1 告示日 = 令和 6 年 6 月 7 日(金)、投票日 = 6 月 16 日(日) 予定
 - *2 選挙が無投票となった場合は告示日の翌日から 5 日間の間撤去する。
 - *3 選挙期日に変動がある場合は履行期間に変動可能性あり
- 12 設置業務開始までに必ず全設置箇所の事前の現地調査を完了させること。
その際、設置予定箇所に疑義や設置不可な箇所を確認した場合は直ちに担当者連絡すること。
- 13 受託者は、設置場所において、植栽帯やガードレール等を棄損してはならない。万が一棄損させた場合は受託者の責任と負担により原状回復を行うこと。
- 14 ガードレールパイプやフェンスに設置する場合には、クランプ・バン線で固定すること。また、固定の際にはガードレールやフェンスと支柱の間に布・保護ゴム等をはさむなど傷つけないようにすること。

1 5 杭打ちを行う場合は、支柱などの補強材を使用し、クランプ・バン線を用いて頑丈に固定すること。

1 6 クランプ・バン線を用いる場合は、固定する際に飛び出した部分や角になる部分を養生するなど、通行人に害を与えないよう安全策を十分にとること。

1 7 設置する際に、所有者等とトラブルを起こさないこと。クレーム等があった場合は、丁寧に対応すること。

1 8

(1) 委託業務の実施にあたって、受託者が第三者に損害を与えたときは、委託者の責めに帰する場合を除き、その賠償の責任を受託者が負うとともに、自ら紛争の処置をすること。そのため受託者はこの賠償義務を補填するため、損害賠償責任保険に加入するものとする。

保証期間：設置開示日から撤去完了日まで

保証限度額：身体障害賠償 対人 1 名につき 1 億円以上

財物損壊事故 1 事故につき 1,000 万円以上

(2) 自然災害により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）については、委託者が負担する。ただし、その損害が受託者の責めに帰する場合は、賠償の責任を受託者が負うものとする。

1 9 ボード部分と支柱等への固定は確実に行うこと。

2 0 受託者は、作業の安全管理に万全を期すこと。特に作業員の生命、身体に危険の及ぶ行為は絶対にしてはならない。施工上の瑕疵及び設置中の事故により損害が生じた場合は、受託者の責と負担とする。

2 1 受託者は作業する場合、道路占用許可証及び道路使用許可証の許可条件を順守し、安全を確保するために必要な措置をとること。

2 2 受託者は業務着手前に「着手届」を提出し、掲示板の設置後は「完成写真（全景 1 枚・固定部分の 2 種、計 3 枚）」を選挙管理委員会へ提出することと

する。また、業務期間中は「日報」を作成し、撤去完了後に完了届と共に提出し、検査を受けること。

2 3 1 1 項④の撤去業務の際は、設置した部材及び掲示されたポスター等を全て回収し、現場を確実に現状回復すること。なお、撤去物は受託者の責により処分すること。

2 4 受託者は、設置作業を開始するにあたり、事前に、道路交通法第 77 条に基づき、うるま警察署長と石川警察署長から道路の使用の許可を受けなければならない。道路使用許可手数料は委託料に含むものとする。

また、受託者は道路使用許可申請書の作成において、必要書類を委託者に求める事ができる。

2 5 立候補予定者の動向により区画数、規格等に変更が生じることもありうるものとする。その場合、受託者から見積書等の提出を受け、適切な金額により変更契約を行う。

2 6

(1) 風雨など自然災害又は不測の事態により掲示場の撤去の必要が生じた場合は、選挙管理委員会の指示後速やかに撤去を行うものとする。但し、事態の回復後に直ちに再設置することを考慮し、撤去した掲示板は選挙期間中大切に保管すること。

(2) 前号の規定により掲示場の撤去後に再設置を行った場合は当初契約額の 1 箇所当たりの設置単価に基づき、再設置箇所数に応じた金額を当初契約額に加算し支払うものとする。この場合、撤去のみとなった掲示場は、加算の対象としない。

(3) 前号の 1 箇所当たりの設置単価は、当初契約額を掲示場数 204 箇所を除して得た金額とし、1 円未満の額は切り捨てる。

2 7 その他、仕様書に関して疑義が生じた場合、市選挙管理委員会と受託者は互いに連絡し、調整することとする。